

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十六年二月二十五日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ニシナフードバスケット玉野長尾店

所在地 玉野市長尾字荒馬六一番ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社平成興業

住所 倉敷市水島高砂町五番一号号

代表者の氏名 代表取締役 仁科 正己

3 変更事項

ア 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 四十六台 (駐輪場第一スーパー棟西側 来客用台数)

三十台 (駐輪場第二テナント棟西側 来客用台数)

二箇所 (駐輪場二箇所合計七十六台)

(変更後) 十九台 (駐輪場第一スーパー棟西側 来客用台数)

十九台 (駐輪場第二テナント棟西側 来客用台数)

十九台 (駐輪場第三スーパー棟西側 来客用台数)

十九台 (駐輪場第四テナント棟西側 来客用台数)

四箇所 (駐輪場四箇所合計七十六台)

イ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 十一・四立方メートル (第一A棟北東側)

五・八立方メートル (第二B棟北側)

二箇所 (二箇所合計十七・二立方メートル)

(変更後) 六・七立方メートル (第一・一A棟西側)

七・四立方メートル (第一・二A棟西側)

五・八立方メートル (第二B棟北側)

三箇所 (三箇所合計十九・九立方メートル)

4 変更年月日

平成二十六年二月十三日

二 届出年月日

平成二十六年二月十二日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十六年二月二十五日から同年六月二十五日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び玉野市産業振興部商工観光課